

# 仙台市農業委員会第 59 回総会議事録

I. 開催日時 令和 5 年 3 月 28 日（火曜日）午後 1 時 30 分から午後 2 時 57 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (19 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
	15 番 庄司 俊充	16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

IV. 欠席委員 (0 人)

V. 議事日程

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 議案

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について

第 3 号議案 農地法第 5 条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について

第 4 号議案 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定等促進事業）

第 5 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 1）

第 6 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 2）

第 7 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 3）

第 8 号議案 仙台市農業委員会への委任に関する規則の一部改正について

5. 協議

(1) 令和 5 年度業務計画（案）

(2) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（修正案）

6. 報告

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について

(5) 令和 4 年度第 2 回地域振興委員会の開催報告

(6) 事務局職員の任免（異動）について

7. その他

- (1) 会長等報告
- (2) 農業委員会関係出張等の復命
- (3) 事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	木田 利久	事務課長	山本 幸子
振興係長	八木 正志	農地係長	伊藤 秀宣
振興係主査	内海 敏子	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

VII. 会議の概要

1 開 会 司会：振興係長	開 会 (午後 1 時 30 分) ただいまから仙台市農業委員会第 59 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。
2 会長挨拶 司会：振興係長	－ 会長 あいさつ －  ありがとうございました。次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、佐々木会長、よろしく願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、欠席届出はありません。全員出席ですので、会議は成立しております。
3 議事録署名 委員の指名 議 長	次に、議事録署名委員については、11 番郷古雅春委員、12 番齋藤清太委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
議 長	議案に入ります。 (午後 1 時 33 分) 第 1 号議案から第 3 号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、3 月 20 日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から概要について口頭報告をいたします。 第 1 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。第 1 号議案について、赤間敬第二調査委員会委員長から調査の結果を報告願います。
赤間第二調査	第 1 号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、大里重市委員、

委員会委員長

熊谷幸夫委員、郷古雅春委員と私（赤間敬委員）の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、早坂賢一推進委員、永野真推進委員、倉片誠喜推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が2件、贈与による農業承継が2件、賃貸借による規模拡大が1件、交換による耕作利便が4件の合計9件です。調査の結果報告は番号1番と2番を私（赤間敬委員）から、番号3番と4番を熊谷幸夫委員から、番号5番から8番を大里重市委員から、番号9番を郷古雅春委員から行います。番号3番は、口頭報告をします。

書面報告

（3番赤間敬委員報告）

番号1番は、贈与により農業承継を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で132aの農地を耕作しています。3月14日に庄子亮一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、贈与により農業承継を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で60aの農地を耕作しています。3月11日に伊藤憲一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

熊谷幸夫委員  
(10番)

番号3番は、賃貸借により規模拡大を図るものです。譲受人は、どら焼きを製造する会社の関連会社として設立された農地所有適格法人です。令和4年11月に農地法第3条の許可を得た30aの農地で4月から作業を開始する予定でしたが、開始時に規模を拡大するものです。農機具としてトラクター1台、脱莢機1台を導入し、別の農地所有適格法人から営農指導を受けて枝豆を栽培し、農作業は、代表取締役と常時雇用する従業員各1人の計2人で行う予定です。収穫した枝豆は、ずんだ餡に加工するものです。賃貸借の期間は5年となっております。3月16日に早坂賢一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

書面報告

（10番熊谷幸夫委員報告）

番号4番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、主に野菜を栽培し、家族3人で82aの農地を耕作しています。3月12日に永野真農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(5番大里重市委員報告)

番号5番と6番は関連がありますので一括して報告します。番号5番と6番は、交換により耕作利便を図るものです。番号5番の譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で81aの農地を耕作しています。番号6番の譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で156aの農地を耕作しています。3月13日に倉片誠喜農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号7番と8番は関連がありますので一括して報告します。番号7番と8番は、交換により耕作利便を図るものです。番号7番の譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で67aの農地を耕作しています。番号8番の譲受人は現在、トラクター1台を所有し、田植・稲刈については作業委託により、家族3人で62aの農地を耕作しています。3月13日に倉片誠喜農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(11番郷古雅春委員報告)

番号9番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、田植・稲刈については作業委託により、家族4人で276aの農地を耕作しています。3月13日に倉片誠喜農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議 長	<p>第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等 はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がなければ採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって第1号議案農地法第3条の規定による許可申請に 係る処分決定について、許可と決定いたします。</p> <p>(午後1時39分)</p>
議 長	<p>次に、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。</p> <p>調査の結果を委員長から報告願います。</p>
赤間第二調査 委員会委員長	<p>第2号議案の調査結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、佐藤とみ 委員、鈴木通委員、高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、分家住宅 に転用するものが1件、資材置場に転用するものが2件の合計3件です。調査の 結果報告は番号1番を高橋勝彦委員から、番号2番を齋藤清太委員から、番号3 番を佐藤とみ委員から行います。番号3番は、口頭報告をします。</p>
	<p>書面報告</p> <p>(17番高橋勝彦委員報告)</p> <p>番号1番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請 地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土 地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の 対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と 判断しました。申請は、建設業者が既存施設の拡張のため、事業地に隣接する 田1,228㎡を転用し、資材置場に343.5㎡、通路・作業スペース等に884.5㎡ を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や 被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は 特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書 が提出されております。また、仙台市大倉川土地改良区から「差し支えない」 旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不 許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。</p> <p>(12番齋藤清太委員報告)</p> <p>番号2番は資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地</p>

は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が畑416㎡を転用し、資材置場に56.7㎡、駐車場（重機・トラック2台・普通車4台）に117㎡、通路等に242.3㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、現地に行くため私道を通行する必要があるため、私道の地権者の同意書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

佐藤とみ委員  
(14番)

番号3番は、分家住宅に転用するもので、贈与による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲渡人の子が田232㎡を転用し、宅地含む事業面積488.39㎡を住宅（1棟）に63.97㎡、駐車スペース（普通車2台）に77.53㎡、通路・庭等に346.89㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の審査結果通知書が提出されております。また、令和5年2月16日付で開発行為許可申請書が出ていることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。  
第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時43分)

議 長

次に、第3号議案農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分

決定についてを上程いたします。

調査の結果を、委員長から報告願います。

赤間第二調査  
委員会委員長

第3号議案の調査結果を報告します。調査は、齋藤清太委員、佐藤とみ委員、鈴木通委員、高橋勝彦委員の4名で行いました。今回の申請は、資材置場に一時転用していたものの事業計画変更承認を申請するものが1件です。調査の結果報告は、鈴木通委員からします。

書面報告

(16番鈴木通委員報告)

番号1番は、賃借権の設定により資材置場に一時転用していましたが、工期の変更に伴い事業計画変更承認申請をするものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。仙台市発注工事のための資材置場として令和5年4月10日まで使用する内容で、令和4年3月28日付で一時転用の許可を受けていましたが、天候不良及び他の工事現場で緊急工事が発生したことにより工事の遅れが発生し、工期の延長が必要となったことから、一時転用の期間を令和5年11月15日まで変更するものです。事業面積に変更はなく、用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。賃借料の増加についても自己資金で対応可能であることを確認しています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について、許可することに決定します。

(午後1時45分)

議 長

次に、第4号議案農用地利用集積計画の決定について(利用権設定等促進事業)を上程いたします。

第4号議案については、佐藤とみ委員と高橋勝彦委員関連の案件がありますの

で、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。

最初に事務局から内容を説明願います。

事務局農地係長

第 4 号議案農用地利用集積計画の決定について（利用権設定等促進事業）は、令和 5 年 3 月 31 日仙台市公告予定分です（令和 5 年 4 月 1 日設定分）。総数で 28 件、91,541 ㎡です。内訳は、新規が 15 件、更新が 13 件です。農業委員会の契約によるもので、各地区で 2 月に利用調整会議で調整したものです。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしているものです。

議 長

それでは、28 件のうち議事参与の制限に係る案件 2 件から審議します。最初に、番号 3 番を審議することにします。佐藤とみ委員関連の案件でありますので、佐藤とみ委員は退席していただきます。

（佐藤とみ委員退席）

議 長

番号 3 番について、ご質問・ご意見はございませんか。

（質問、意見等なし）

議 長

質問等がなければ採決します。

番号 3 番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 4 号議案農用地利用集積計画の決定について（利用権設定等促進事業）の番号 3 番については、原案のとおり決定します。番号 3 番が終了しましたので、佐藤とみ委員は入室してください。

（佐藤とみ委員入室）

（午後 1 時 48 分）

議 長

次に、番号 13 番を審議します。高橋勝彦委員の案件でありますので、高橋勝彦委員は退席していただきます。

（高橋勝彦委員退席）

議 長

番号 13 番について、ご質問・ご意見はございませんか。

（質問、意見等なし）

議 長	<p>質問等がなければ採決します。</p> <p>番号 13 番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第 4 号議案農用地利用集積計画の決定について(利用権設定等促進事業)の番号 13 番については、原案のとおり決定します。番号 13 番が終了しましたので、高橋勝彦委員は入室してください。</p> <p>(高橋勝彦委員入室) (午後 1 時 49 分)</p>
議 長	<p>議事参与の制限以外の残り 26 件(番号 3 番、13 番の 2 件を除く)について審議することにします。ご質問・ご意見等はありませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議 長	<p>質問等がなければ採決します。26 件について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第 4 号議案農用地利用集積計画の決定について(利用権設定等促進事業)の 26 件(番号 3 番、13 番の 2 件を除く)は、原案のとおり決定します。</p> <p>(午後 1 時 50 分)</p>
議 長	<p>次に、第 5 号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式 1)を上程いたします。</p> <p>第 5 号議案については、柴田市郎委員と高橋勝彦委員と佐藤千治委員と私(佐々木均会長)関連の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。最初に事務局から内容を説明願います。</p>
事務局農地係長	<p>7 ページから 23 ページをご覧ください。</p> <p>第 5 号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式 1)は、令和 5 年 3 月 31 日仙台市公告予定分です。一括方式は集積計画と配分計画を併せて一括設定するものです。総数で 277 件、1,547,726 m<sup>2</sup>です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしているものです。</p>
議 長	<p>277 件のうち、議事参与の制限に係る案件 17 件から審議します。最初に、番号</p>

24 番、31 番、58 番、64 番、69 番、70 番、121 番、178 番、209 番、210 番の 10 件を審議することにします。私の関連案件でありますので、議長を嶺岸若夫会長職務代理者に交代して進めます。

それでは、私は退席します。

(佐々木均会長退席) (議長交替する) (午後 1 時 53 分)

議長  
(嶺岸会長職務  
代理者)

議長が退席しましたので、私が議長となって進めます。  
佐々木均会長の 10 件の案件について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見等なし)

議長  
(嶺岸会長職務  
代理者)

質問等がなければ採決します。  
10 件(番号 24 番、31 番、58 番、64 番、69 番、70 番、121 番、178 番、209 番、210 番)について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長  
(嶺岸会長職務  
代理者)

全員挙手と認めます。よって、第 5 号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式 1)の 10 件(番号 24 番、31 番、58 番、64 番、69 番、70 番、121 番、178 番、209 番、210 番)については、原案のとおり決定します。佐々木均会長関連の案件(番号 24 番、31 番、58 番、64 番、70 番、121 番、178 番、209 番、210 番)が終了しましたので、佐々木均会長は入室してください。

(佐々木均会長入室) (午後 1 時 54 分)

議長  
(嶺岸会長職務  
代理者)

佐々木均会長関連の 10 件が終了しましたので、議長を交替します。

(議長交替する) (午後 1 時 55 分)

議長  
(佐々木会長)

それでは、引き続き審議を再開します。番号 22 番、41 番、141 番、263 番の 4 件を審議することにします。柴田市郎委員関連の案件でありますので、柴田市郎委員は退席していただきます。

(柴田市郎委員退席)

議長

柴田市郎委員の 4 件の案件について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見等なし)

議 長

それでは、質問等がなければ採決します。

4件（番号22番、41番、141番、263番）について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第5号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式1）の4件（番号22番、41番、141番、263番）については、原案のとおり決定します。柴田市郎委員関連の案件（番号22番、41番、141番、263番）が終了しましたので、柴田市郎委員は入室してください。

（柴田市郎委員入室）

（午後1時57分）

議 長

次に、番号118番、270番を審議することにします。高橋勝彦委員の案件でありますので、高橋勝彦委員は退席していただきます。

（高橋勝彦委員退席）

議 長

番号118番、270番について、ご質問・ご意見等はございませんか。

（質問、意見等なし）

議 長

それでは、質問等がなければ採決します。

番号118番、270番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第5号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式1）の番号118番、270番については、原案のとおり決定します。番号118番、270番が終了しましたので、高橋勝彦委員は入室してください。

（高橋勝彦委員入室）

（午後1時59分）

議 長

次に、番号150番を審議することにします。佐藤千治委員の案件でありますので、佐藤千治委員は退席していただきます。

（佐藤千治委員退席）

議 長

番号150番について、ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見等なし)

議 長

質問等がなければ採決します。  
番号 150 番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 5 号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式 1)の番号 150 番については、原案のとおり決定します。番号 150 番が終了しましたので、佐藤千治委員は入室してください。

(佐藤千治委員入室)

(午後 2 時 00 分)

議 長

次に、議事参与の制限以外の残り 260 件(番号 22 番、24 番、31 番、41 番、58 番、64 番、69 番、70 番、118 番、121 番、141 番、150 番、178 番、209 番、210 番、263 番、270 番の 17 件を除く)について審議することにします。ご質問・ご意見等はございませんか。

小野寺潔委員  
(6 番)

15 ページの番号 156 番から 158 番など、この法人は筆数が多く全て使用貸借ですが、理由があるのですか。

事務局

次回総会までに確認し報告します。

議 長

他にご意見等はございませんか。

(質問、意見等なし)

議 長

質問等がなければ採決します。260 件について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 5 号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式 1)の 260 件(番号 22 番、24 番、31 番、41 番、58 番、64 番、69 番、70 番、118 番、121 番、141 番、150 番、178 番、209 番、210 番、263 番、270 番の 17 件を除く)は、原案のとおり決定します。

(午後 2 時 03 分)

議 長

次に、第 6 号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式 2)を上程いたします。事務局から内容を説明願います。

事務局農地係長	<p>24 ページと 25 ページをご覧ください。</p> <p>第 6 号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 2）は、令和 5 年 4 月 14 日仙台市公告予定分です。総数で 1 件、5,905 m<sup>2</sup>です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしているものです。</p>
議 長	<p>第 6 号議案について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見等なし）</p>
議 長	<p>それでは、質問等がなければ採決します。</p> <p>原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議 長	<p>それでは、全員挙手と認めます。よって、第 6 号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 2）については、原案のとおり決定します。</p> <p style="text-align: right;">（午後 2 時 05 分）</p>
議 長	<p>次に、第 7 号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 3）を上程いたします。</p> <p>第 7 号議案については、赤間敬委員の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。最初に事務局から内容を説明願います。</p>
事務局農地係長	<p>26 ページから 29 ページをご覧ください。</p> <p>第 7 号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 3）は、令和 5 年 5 月 12 日仙台市公告予定分です。総数で 33 件、299,766 m<sup>2</sup>です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしているものです。</p>
議 長	<p>それでは、最初に番号 15 番を審議することにします。赤間敬委員の案件でありますので、赤間敬委員は退席していただきます。</p> <p style="text-align: center;">（赤間敬委員退席）</p>
議 長	<p>番号 15 番について、ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問、意見等なし）</p>

議 長	<p>それでは、質問等がなければ採決します。 番号 15 番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議 長	<p>それでは、全員挙手と認めます。よって、第 7 号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 3）の番号 15 番については、原案のとおり決定します。番号 15 番が終了しましたので、赤間敬委員は入室してください。</p>
	(赤間敬委員入室) (午後 2 時 07 分)
議 長	<p>それでは、議事参与の制限以外の残り 32 件（番号 15 番を除く）について審議することにします。ご質問・ご意見等はありませんか。</p>
	(質問、意見等なし)
議 長	<p>それでは、質問等がなければ採決します。32 件について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第 7 号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式 3）32 件（番号 15 番を除く）は、原案のとおり決定します。</p>
	(午後 2 時 08 分)
議 長	<p>次に、第 8 号議案仙台市農業委員会への委任に関する規則の一部改正についてを上程いたします。 事務局から内容を説明願います。</p>
事務局農地係長	<p>第 8 号議案、仙台市農業委員会への委任に関する規則の一部改正については、別紙 30 ページから 33 ページのとおり、農業経営基盤強化促進法が改正されることに伴い、仙台市農業委員会への委任に関する規則について、対応する箇所を修正する必要があるため、一部改正されるものです。</p>
議 長	<p>第 8 号議案について、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	(質問、意見等なし)

議 長	<p>それでは、質問等がなければ採決します。 原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>それでは、全員挙手と認めます。よって、第8号議案仙台市農業委員会への委任に関する規則の一部改正については、承認することに決定します。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時10分)</p>
議 長	<p>続きまして、協議に入ります。 (1)「令和5年度業務計画(案)」を、事務局から説明願います。</p>
事務局振興係	<p>— 説明 — (1)「令和5年度業務計画(案)」</p>
議 長	<p>ご異議・ご意見等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>異議がなければ、(1)「令和5年度業務計画(案)」は、承認といたします。 次に、(2)「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(修正案)」を、事務局から説明願います。</p>
事務局農地係	<p>— 説明 — (2)「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(修正案)」</p>
議 長	<p>ご異議・ご意見等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>異議がなければ、(2)「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(修正案)」は、承認といたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時15分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。 (1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知についてまでを事務局から報告願います。 なお、質問については説明後、一括してお受けします。</p>
事務局農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。 (1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、1ページから2ページに記載のとおり14件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。</p>

す。(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、3ページから4ページに記載のとおり11件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、5ページから6ページに記載のとおり9件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、7ページに記載のとおり6件ありました。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議長

報告事項(1)から(4)までについて、ご質問等はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問等がないようですので、次に、(5)「令和4年度第2回地域振興委員会の開催報告」を加藤和江企画検討チーム長から、(6)「事務局職員の任免(異動)について」を事務局から報告願います。

加藤企画検討  
チーム長

— 説明 —(5)「令和4年度第2回地域振興委員会の開催報告」

事務局

— 説明 —(6)「事務局職員の任免(異動)について」

議長

報告事項(5)と(6)について、ご質問等はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

(午後2時21分)

議長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括してお受けします。

(1)会長等報告は、私(佐々木均会長)と嶺岸若夫会長職務代理者からいたします。資料5をご覧ください。

会長

(会長等報告)

会長職務代理  
者

議長

続きまして、(2)農業委員会関係出張等の復命について

加藤和江委員から3月9日開催の「第18回女性の農業委員会活動推進シンポ

